

令和4年度第10回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年1月19日(木)午前9時30分～午後12時50分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、原田 好子、
藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、
山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)

井上 浩一郎、長尾 誠大

(3)事務局

徳本局長・岸本参事・多田主幹・久保副主幹

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

中川 恵美子（なかがわ えみこ）委員 及び、

原田 好子（はらだ よしこ）委員 をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和4年度第8回総会、農地法第5条議案第16号について継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和4年度第8回総会 農地法第5条議案第16号、大内千坊四丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

この事案につきましては、進入路部分の承諾が取れておらず、農地法に定める一般基準における、計画の実現性に問題があったため審議保留となったものですが、この度、承諾の確認がとれましたので、総会に諮るものです。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、北部地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくをお願いします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員A

補足説明させていただきます。進入路についてですが、隣の団地の共有名義になってい

まして、それを市に寄付するという話が解決したので、このたび審議していただくこととなりました。

議長

他に意見はございませんか。他に御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました継続審議に係る議案については、「許可」といたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、仁保下郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は35アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達しております。

議案第3号、名田島、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2,876アールとなります。

議案第4号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は4アールとなりますが、山口市が定めた空き家に附随する農地の別段面積1アールに達しております。

議案第5号、徳地堀については、取り下げになりました。

議案第6号、徳地船路、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は214アールとなります。

議案第7号、阿東徳佐上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

申請人は、農地所有適格法人株式会社十種の郷の構成員であり、現在、当該法人が耕作している農地を取得するものです。

この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は298アールとなります。

議案第8号、阿東徳佐上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は310アールとなります。

議案第9号、阿東徳佐上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は347アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員B

議案第5号、徳地の取り下げ理由はなんですか。

事務局

譲受人所有の農地の中に、耕作されていない農地がありましたので、徳地地区協議会において、許可を出すには、まずはその農地を耕作すべきという話になりましたので、そのことを譲受人に説明し、取り下げとなりました。

委員D

議案第2号、新規就農の方ですが、すでに北にある農地を耕作しておられますので問題ないと思います。

議長

他に意見はございませんか。ないようでしたら、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案8ページをお開きください。合わせて、参考位置図11ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第10号、仁保下郷、農用地区域除外後は、集団的に存在する第1種農地となる農地で、道路を拡幅するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、農用地区域除外後の施行といたします。

議案第11号、桜畠三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地への進入路及び貸駐車場を整備するとともに、道路を拡幅するものです。

議案第12号、吉敷佐畑一丁目、用途地域内にある、第3種農地に貸駐車場を整備するものです。

議案第13号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

議長

ご意見がないようでしたら、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち、議案第10号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図15ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第14号、仁保下郷については、「山口市の生活環境の保全に関する条例」に基づく届出書類の提出がなく、書類不備のため保留となります。

議案第15号、下小鯖、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第16号、下小鯖、用途地域内にある第3種農地に、事業用地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行といたします。

議案第17号、宮島町、用途地域内にある第3種農地に、車両置場を整備するものです。

議案第18号、大内矢田北一丁目、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第19号、大内矢田南二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、大内問田三丁目及び大内問田四丁目、用途地域内の第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第21号、大内問田三丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第22号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、貸事業用地を整備するものです。

議案第23号、青葉台、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、事務所を建築するものです。

議案第24号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第25号、金古曾町、用途地域内の第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第26号、錦町、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、錦町、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第28号、吉敷佐畑一丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するも

のです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、吉敷中東二丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第30号、吉敷中東四丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第31号、平井、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第32号、黒川、集団的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第33号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第34号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第35号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、事務所兼倉庫を建築し、販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第36号、朝田です。この事案につきましては、議案40ページ、議案第64号、4条事業計画変更と同一事案のため、合わせて御説明いたします。

用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

なお、朝田1580 番については、令和2年9月18日付で、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、許可後に敷地内に電柱が立てられないことが判明したため、事業期間の延長を行うとともに、事業敷地を拡張するものです。

議案第37号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第38号、秋穂東、農用地区域除外後は、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となる農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後の施行となります。

議案第39号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第40号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第41号、佐山、公共施設に近い第3種農地に、公衆用道路を整備するものです。

なお、申請地は、令和3年頃から農地法の許可を得ることなく、進入路としての利用がなされているものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第42号、佐山、公共施設に近い第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第43号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備し、山口市に貸し出すものです。

議案第44号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第45号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第46号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第47号、阿知須、用途地域内の第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第48号、阿知須、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第49号、徳地上村、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第50号、徳地小古祖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第51号、徳地堀、公共施設に近い第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第52号、徳地堀、公共施設に近い第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第53号、徳地堀、公共施設に近い第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第54号、徳地伊賀地は、取り下げになりました。

議案第55号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第56号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第57号、徳地八坂、公共施設に比較的近い第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第58号、徳地八坂は、取り下げになりました。

議案第59号、徳地八坂、公共施設に比較的近い第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第60号、徳地八坂、公共施設に近い第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第61号、徳地八坂につきましては、取り下げになりました。

以上、議案第14号、議案第54号、議案第58号、及び議案第61号を除く農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

委員A

議案第21号について、北部地区協議会で審議保留となった経緯を説明いたします。北部地区協議会では、申請内容について、地元説明等が不足しており、事業計画の実現性が判断できないということで審議保留となりました。その後事務局から連絡があり、申請者に確認したところ、許可要件を満たしているので、総会にて審議する必要があると説明がありました。

審議保留となった理由として、第一に申請地は水の問題があります。大雨が降るとすぐに冠水し、道路に水があふれています。そして、雨が止んでも水路が問題で、道路から水がはけません。あふれた水は宅地に流れ困っています。第二に、申請地は特殊な場所になります。毛利家の家老の武家屋敷があったところなので、道路に面して立派な家が立ち並んでいますが、皆さん農家で、近くにご自分の農地をお持ちです。道路が狭く、対向車が来ても離合できない一本道のため、どちらか一方に進むしかありません。そのため、工事車両が通れるのかなどの懸念があります。地元にはこのような問題があり、円満に工事をしてもらうために、事前説明を地元にして欲しいことなどから、審議の条件が整っていないということになりました。この宅地は長い間放置されていて、ここを整備されることに、地元の方は反対されないと思いますが、雨水があふれることはわかっているのだから、せめて雨水を道路の水路に流さず、北側の水路に流して欲しいということです。また、近隣で行われた太陽光発電の計画について、申請の時に約束していたことが履行されていないこともあり、地元では開発業者に不信感があります。このような懸念から、地区協議会では審議保留となったものです。

事務局

北部地区協議会でいったん審議保留とされることを決められました。荒瀬委員の説明されたように申請内容についての懸念があり、それに対して対応がなされているのか、いないのか、なされているのなら、どのような対応がなされているのか、地区協議会では、その説明がないままで許可の審議ができないのではないかと、というところで説明が終わったとのことでした。そこでまず、申請代理人に確認したところ、確かに具体的に図面を出すなどして、地元説明はしていないが、開発を行うための境界立会を行う時に、関係者には簡単な説明をしたとのことでした。そして、農地転用の許可が出ましたら、具体的に地元に説明を行うとのことでした。道路が狭いということもよく理解しており、申請地の隣のブロック塀を解体し、入り口を広げながら、申請地に車両、重機を入れて、基本的に重機は道路に出さずに工事をしていく計画とのことでした。ただ、申請地が広いと、道路を広げる工事を必ずする必要があり、その工事の数日間については、道路の加工を行うことにはなりますが、できるだけ地元の方に支障がないよう配慮をしますということが、申請の時には対応として決まっていたと確認できました。そのことを地区協議会にて、担当から説明していれば、懸念を完全に払しょくすることはできないまでも、その次の議論にいったのかと事務局としては思っています。一方、担当が各委員さんに説明したことについては、許可の要件を満たさない、

条件に合致しないものについて、業者が地元で、対応が十分か不十分かというのはありますが、対応をまったくしていないとは言えないことから、業者に不備があったとは言えない、それで許可が一箇月延びることについて問題があるのでは、ということで、委員さんに個別に説明をさせていただき、総会にて審議させていただきたいと説明したと聞いています。今回の件については、地区協議会の段階できちんと聞き取りができていて、建設的な議論がされていたら、このようなことにならなかったのかなと思います。もしくは疑問が出た時に次の対応ができて、それからある程度の話ができたのかなと思います。また、保留になったとしても、その懸案事項がある程度解決に向けて動いている、または実際対応されているということが確認できたら、総会にかけるとは可能なかどうかの了承を、地区協議会で確認をすべきだったと思います。

委員C

20年前に秋穂でも、農地転用に関して水路で問題がありまして、いろんな意見を受けながら署名活動を行い、一致団結して反対運動を行うことで、他の方の応援を受けながら私たちの要望が通ることとなりました。A委員さんはそこまではおっしゃってないとは思いますが、大雨が降った時など、水路の水があふれ、事故が起きたら誰が責任を取るのか。なんのために農業委員、農地最適化推進委委員がいるのか、事務局としてきちんと考えて欲しいと思います。

委員E

私も事務局の対応について、説明不足があったと思います。今Cさんが話されたように、農地を守ることは大変なことです。大内地区は第3種農地で住宅地域です。住民も農業者も守る必要があると思います。大内の問田地区は大雨が降ればすぐに避難指示などが出る地域です。でもそこに住んでいる方、新たに住まわれる方を守っていくのも農業委員会の役割かと思っています。ですので、いろいろ難しい地域ですが、一概に反対するのではなく、ある程度譲歩できるのではないかと、説明を聞いて思いました。

委員F

業者が許可後に地域説明するのではなく、地域の方が納得されるかたちで申請されるのが道理だと思います。そのあたりを地域の推進員さん3名が心配されており、個別説明で本当に納得されたのかわかりませんので、一箇月伸ばして、もう一度審議すべきだと思います。

います。

事務局

事業を行う上での地元説明などは、一般的な道理だと思いますが、農地転用の許可の要件ではありません。事業者は転用許可が出た後に、地元説明を行うという話だったようですが、確認をしたところ、説明をまったくしてないわけではありませんでした。境界確認の立会時に、その時の関係者には説明をしているとのことでした。地区協のご意見を踏まえ、説明不足と言われたことについては、確認をしたところ、事務局では問題ないと判断いたしましたので、本日総会での審査となったものです。

事務局

地区協議会の時の説明では、委員の皆さんからは審議に値しないという結果だったと思います。ただ、その後資料を確認したところ、地元説明については、十分か不十分かわかりませんが、一部の方々には説明を行っているようでした。雨水と水路については、公共下水に排水するとのことでした。道路は狭いようですが、資材運搬計画、通常は必要ありませんが、今回は提出を求めたところ提出があり確認ができました。以上のことから、審査保留となるまでではないということで、本日審査となったものです。

議長

他にご意見ございませんか。議案第21号の判断は難しいと思いますので、その他の議案について、何かご意見はございませんか。

委員B

徳地で何件かの太陽光が取り下げになっています。徳地地区協議会では審議しましたが、取り下げ理由はなんですか。

事務局

徳地地区の3件については、すべて同じ業者の申請で、転用面積が1,000㎡を超える案件で、開発の届出が必要となるものです。転用の申請後に提出された開発の届出を確認したところ、転用の書類と図面やパネル枚数といった計画が異なっており、事業計画が異なっていることがわかりました。申請者に確認したところ、当初は営農型太陽光を考えて

いたが、手間がかかるので普通の太陽光発電設備に変更したが、農地転用の申請は、営農型太陽光で申請したとのことでした。徳地地区協議会で審議を行いました、実際の事業とは異なるもので審議したことから、取り下げとなりました。

議長

大内の議案は判断が難しいですが、何か他にご意見はございませんか。

委員B

水路の問題などは、地域の大きな話ですので、農業委員会だけでなく、地域づくり協議会などで協議してはいかがでしょうか。

議長

それでは、時間もかかっており、意見も出尽くしたようですので、議案第21号は別にするとして、農地法第5条に係る議案について、議案第14号、議案第54号、議案第58号、及び議案第61号を除き、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(過半数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第16号、議案第32号及び議案第38号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

では、議案第21号について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【挙手なし】

挙手がありませんでしたので、議案第21号については、審議保留といたします。

事務局

審議保留ということでしたら、保留の理由、今後どんな資料を提出すれば、その保留が

解決できるのか、何を申請者に求めるのかを、この総会で決定していただきたいです。

委員G

皆さんの意見を伺っていると、本来でしたら、地区協議会で合意されたものが総会に上がってくるべきですが、事務局と地区協議会で行き違いがあったようで、本日の議論になっているように感じます。他の地区の委員は現場を見てないのでわかりませんので、さきほど地区協議会の審議が不十分だったという話でしたので、もう一度地区協議会で審議されたらどうでしょうか。

事務局

農業委員の皆さんのご了解が必要となりますが、至急臨時の北部地区協議会を開催しまして、議案第21号につきましては、再度審議を行い、その決定をもって、総会の決定とするのはいかがでしょうか。

議長

私は今の事務局の案でよろしいかと思いますが、皆さんはいかがでしょう。賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手(過半数)】

挙手多数とし、議案第21号については、臨時の北部地区協議会を開催し、その審議結果を総会の決定といたします。審議結果については、26日の研修会にて報告してください。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案38ページをお開きください。合わせて、参考位置図54ページを御覧ください。

議案第62号、仁保下郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

この事案につきましては、令和4年7月20日付で、自己用住宅を転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、住宅資材の価格が高騰し、当初の面積の建築では予算内に収まらなくなったことから、建築費用を当初予算内に収めるため建築面積を縮小するものです。

議案第63号、下小鯖、用途地域内の第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、昭和56年8月12日付で、自己用住宅を転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、申請者の仕事の事情で実現できず、このたび太陽光発電事業者より取得の要望があったため、事業計画を変更するものです。

議案第64号につきましては、議案第36号と合わせて御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上の業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められ、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、北部地区及び中央地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

議長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、裁決を行います。「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(過半数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました事業計画変更については「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案41ページをお開きください。

議案第65号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計177筆 204,451㎡でございます。

なお、今月はこのうち1筆3,758㎡の所有権移転申請がございました。詳細は議案42ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(過半数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案43ページをお開きください。

議案第66号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、合計163筆 196,197㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(過半数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案44ページをお開きください。合わせて、参考位置図57ページを御覧ください。
議案第67号から議案第72号について、一括で説明いたします。

中央地区3件、徳地地区1件、阿東地区2件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第67号、議案第68号、議案第69号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第70号、議案第71号、議案第72号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(過半数)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。12月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

今回の分は先月の鑄銭司の不許可についても適当ということで回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第10回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年1月19日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 中川 恵美子

署名委員 原田 好子

記 録 者 多田 厚